

重要電源開発地点の指定について考える (2019.1. 15)

上関原発計画の根っこを見る会 上里恵子

1. 重要電源開発地点の指定のことは、すでに「公有水面埋立免許願書」にも出ていた。

公有水面埋立免許願書—埋立必要理由書5ページより

(2008年6月17日)

(5)本埋立に係る計画について

立地地点である上関町は、昭和63年9月に「原子力発電所の立地を契機として恒久的な発展を目指した町づくりを進めたい」として、当社に対して原子力発電所の誘致を申し入れ、その後一貫してこれを基本とした総合計画を策定しており、本埋立に係る計画は、現在の「第3次上関町総合計画」とも整合している。

また、上関1, 2号機は、平成13年5月16日に総合資源エネルギー調査会電源開発分科会において了承され、平成13年6月11日に国の電源開発基本計画に組み入れられ、現在は、国の重要電源開発地点として指定されている。電源開発基本計画への組み入れにあたっては、旧電源開発促進法に基づいて、経済産業大臣が、国土の総合的な開発、利用および保全等も考慮し、関係都道府県知事からの意見聴取や国の関係行政機関の長との協議を経て決定することとされており、上関1, 2号機を組み入れることについても、平成13年4月23日に山口県知事意見が提出され、同年5月11日に関係行政機関の長から異存がない旨の回答がなされ、これらを踏まえて決定されていることから、国や県の計画とも整合している。

「公有水面埋立免許願書に「埋立理由」として既に使われていた。

5

2. 【埋立許可の理由】—《県知事記者会見》より

(2008年10月6日)

原子力発電所の設置や安全性といった問題は、国において原子炉等規制法に基づく原子炉設置許可手続の中で、厳格に審査されるべきものであり、知事には権限はなく、公有水面埋立法とは法体系を別にするものであります。

このたびの願書につきましては、公有水面埋立免許事務は国からの法定受託事務でありますことから、あくまでも、公有水面埋立法に沿って審査し、原子力発電所の設置や安全性にまで踏み込んで審査する必要はないと考えており、このことは埋立法の所管省である国土交通省の見解においても示されているところであります。

私としては、この安全性等の問題については、6分野21項目の知事意見に対する国の対応をしっかりチェックしていくことにより、責任を果たしていきたいと考えております。

また、詳細調査が継続中で、原子炉設置許可申請もなされていない中で、免許ができるのかという意見もありますが、上関原発計画については、平成13年に国の電源開発基本計画に組み入れられた段階で、原子炉等施設の位置、規模等の土地利用計画は確定しております。

国土交通省におきましては、このように土地利用計画が確定していれば、原子炉設置許可手続に、埋立免許手続が先行することは可能であるという見解であり、また、現実に原子炉設置許可申請前に埋立免許を行った事例、具体的には、島根原発1号機、福島第一原発1号機、伊方原発1号機、この三つの例がありますが、こういう事例もありますことから、このたびの願書を免許することといたしました。

「埋立許可理由」は「国の電源開発基本計画組み入れ」で土地利用計画が確定しているためとしている。

3. 2016年8月3日に「公有水面埋立竣工期間伸長」の許可の根拠は何であったか。

県と中電の間で7回のやり取りがあった。その内、2012年10月から2013年1月30日まで、4回の補足説明を求める中では、毎回次のような質問をしている。

「現在においても原子力発電用地としての土地需要があることが明確であり、かつ、今後も引き続き原子力発電所用地としての土地需要があることが明確であるということを説明されたい。」（第1回の例）

県は、埋め立てた土地の需要があるかと聞いている。

別紙

2013年3月19日県から中電に補足説明を求めた

国のエネルギー政策における上関原発の位置付け等について

- 1 当初免許に係る竣工期限（平成24年10月6日）の時点及び当該時点における将来の見通しにおいて、重要電源開発地点に指定された上関原発の位置付けが何ら変わることなく存続しており、将来変わる見込みもなかったということを、平成26年3月31日までに調査、収集等を尽くした情報を踏まえ、挙証・説明されたい。

なお、挙証・説明にあたっては、それぞれの情報についての出典を明らかに示して行うこと。

- 2 回答書を提出する時点及び当該時点における今後の見通しにおいて、重要電源開発地点に指定された上関原発の位置付けが何ら変わることなく存続しており、今後変わる見込みもないことを、平成26年3月31日までに調査、収集等を尽くした情報を踏まえ、挙証・説明されたい。

なお、挙証・説明にあたっては、それぞれの情報についての出典を明らかに示して行うこと。

そして、中国電力は、国（資源エネルギー庁）に問合せをし、国から回答を得る。次ページのような書類のやり取りとなっている。

平成28年6月14日

経済産業省
資源エネルギー庁
電力基盤整備課長
安永 崇伸 様

広島市中区小町4番33号
中国電力株式会社
取締役副社長上関原子力立地プロジェクト長
迫谷 章

上関原子力発電所について（ご照会）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は当社の事業運営につきまして、多大のご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、上関原子力発電所につきまして、下記の事項をご照会いたしたく存じます。

ご多用のところ、まことに恐縮でございますが、ご回答を賜りますようお願い申し上げます。 敬具

記

上関原子力発電所については、平成17年2月に重要電源開発地点指定を受けている。

この指定は、引き続き有効であり、解除されることはないと考えてよいのか。

以上

平成28年6月17日

中国電力株式会社
取締役副社長上関原子力立地プロジェクト長
迫谷 章 殿

経済産業省 資源エネルギー庁
電力・ガス事業部 電力基盤整備課長
安永 崇伸

上関原子力発電所について（回答）

平成28年6月14日付け「上関原子力発電所について（ご照会）」にて、照会いただいた件について、下記のとおり回答いたします。

記

貴見のとおり、上関原子力発電所に係る重要電源開発地点指定は引き続き有効であり、事情の変化がない限り、解除することは考えていない。

このような中国電力⇄国の遣り取りが上記を含め3回行われる

2014年3月28日問合せ⇒3月31日国からの回答
2015年5月8日問合せ⇒5月11日国からの回答

4. 土地需要を考えて行く上で、なぜ、【重要電源開発地点の指定】について考える必要があるのか。次の条文に縛られた【指定内容】になっているためである。

（指定の期間）

第六条 第四条第五項の指定の期間は、指定を行った日から運転を開始した日までとする。

さらに、埋立を免許した理由「国の電源開発基本計画に組み入れ」とも関わりがある。

（地点の指定の特例）

第二条 経済産業大臣は、現に平成十四年度電源開発基本計画に含まれている電源（運転開始、方式変更、最大出力の変更及び計画中止した電源を除く。）であって、第二条に規定する対象電源については、第四条第一項から第五項までの規定にかかわらず、重要電源開発地点として指定することができる。

平成十三年に電源開発基本計画に組み入れられた「上関原発計画」は「重要電源開発地点」として指定することが出来る。この決まりを当てはめられたことにより、県議会にも町議会にも計られること無く、指定を受けてしまっているのである。

5、民主党政権下で「新增設は行わない」との方針が出されたはず。このことはどのように意味付けされてきたのだろうか。

「新增設は行わないという原則はしっかりと守りますということの上で、その具体的な適用について一個一個丁寧にやっていきますということを申し上げてきている」ともご発言された。しかし、これ以降も、国からは「革新的エネルギー・環境戦略」に関して指導等をいただかなかった。

こうしたことから、原則の具体的な適用については国において検討が進められていると認識していたものである。

中国電力より山口県への回答 2013 年 1 月 25 日回答分より

同様の回答は

2012 年 11 月 13 日回答分

2012 年 12 月 21 日回答分

にも見られる。

12 月末民主党政権は終わる。

【国からは指導を頂かなかった】とはどういう意味かを、次の告示第三十一号から読み取ることが出来る

20. 重要電源開発地点の指定に関する規程

○経済産業省告示第三十一号

「電源開発に係る地点の指定について」（平成十六年九月十日閣議了解）に従い、電源開発の円滑な推進を図るために、重要電源開発地点の指定に関する規程を次のように定める。

平成十七年二月十八日

経済産業大臣

中川 昭一

重要電源開発地点の指定に関する規程

（総則）

第一条 本規程は、「電源開発に係る地点の指定について」（平成十六年九月十日閣議了解）に基づき、推進することが特に重要な電源開発の円滑な推進を図るため、重要電源開発地点の指定に関する必要な手続を定める。

閣議了解を「現実のものとする手続き」が必要であったのだと思われる。

国の電源開発基本計画を規定した電源開発促進法が廃止された後のことは、【別紙】に。

ちなみに山口県⇔中国電力の遣り取りは次のように行なわれている。

黒塗りが取れた 《県⇔中国電力》 間の遣り取り 7回

1回目 2012年10月23日 ⇔ 2012年11月13日

伸長申請は10月5日

2回目 2012年11月22日 ⇔ 2012年12月21日

3回目 2013年1月4日 ⇔ 2013年1月25日

4回目 2013年1月30日 ⇔ 2013年2月22日

2013年6月11日：住民監査請求
2013年8月2日：監査請求に対し回答

5回目 2013年3月19日 ⇔ 2014年4月11日

6回目 2014年5月14日 ⇔ 2015年5月15日

7回目 2015年6月22日 ⇔ 2016年6月22日

伸長許可は8月3日

b 県の主張

本件許可申請については、適法な申請であるため、内容の的確な把握に努め、公正な立場で適正に審査を行わなければならないことから、補足説明については、内容に応じて適切な期限を設け回答を求めた。

平成25年3月19日に行った補足説明については、本件電力会社は、上関原発の重要電源開発地点の指定には何ら変わりはないと主張しており、県としては、本件電力会社がこの主張に関して説明を行うためには、相当の情報の掌握・整理が必要であり、ある程度の期間を要するものと判断した。

その一方で、本件電力会社は、毎年、電気事業者として次年度以降の電力供給計画を国に提出することとされていることから、少なくとも1年ごとに、今後の電源開発計画を説明すべき立場にあることを踏まえ、補足説明の回答期限として、1年程度の期間を設定したところである。

住民監査請求に対して、県から回答が来た。その7ページ

なお、平成27年6月22日付書面に対する、中国電力からの平成28年6月22日付書面による補足説明により、重要電源開発地点に指定された上関原発の位置付けについて変化がなく、埋立の必要性等が認められたことから、被告は本件許可申請に対して許可をしたものであり、この点からも、「政府のエネルギー政策における上関原発の位置付け」等は延長許可の審査に必要な事項であったのである。

「政府のエネルギー政策における上関原発の位置付け」は原判決の挙げている「本来的には客観的な当否の判断に馴染まない事項」にはならない。

「住民訴訟」に対して、2018年7月11日判決がでた。それに対し県が7月23日控訴した。その控訴状の10ページ

19. 電源開発に係る地点の指定

電源開発に係る地点の指定について

〔平成16年9月10日〕
閣議了解

第156回通常国会において「電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律」が成立し、国の電源開発基本計画を規定した電源開発促進法が廃止されたが、電源開発に当たっては、電源開発の促進のため引き続き必要となる地元合意形成や関係省庁における許認可の円滑化など、これまで電源開発基本計画が有してきた意義や機能を承継する代替措置を講ずる必要がある。このため、国は、推進することが特に重要な電源開発に係る地点の指定を行うこととし、その手続きを下記のとおり定めることとする。

なお、電源立地の円滑な推進を図るために創設された要対策重要電源（総合エネルギー対策推進閣僚会議（昭和52年6月7日）の了解に基づき経済産業大臣が指定する地点をいう。）等の制度についても抜本的な見直しを行うこととする。

記

1. 地球環境問題への対応に配慮しつつ、電力の安定供給確保を図るため、国際情勢の変化による影響を受けることが少ない、発電過程において二酸化炭素を排出しない、長期継続的に安定した運転が可能であるなどの特性を有する原子力、水力、地熱等の電源開発に係る地点を事業者の求めに応じて経済産業大臣が指定する。
2. 地点の指定に当たっては、地元合意形成を図るため、地元の都道府県知事の意見を聴くこととする。また、関係省庁における許認可の円滑化を図るため、関係省庁の協議連絡の場を設けることとする。
3. 地点の指定に当たっては、電源開発に係る計画の具体化が確実なこと、地元市町村の首長の同意が得られていること等の要件を設けることとし、指定に当たっての手続き等とともに別途定めることとする。

閣議了解に続き、その主旨を現実のものにするためには、手続きを定める必要があることが判る。民主党の閣議了解にも、手続きが必要であったと思われる。

【別紙】官報告示第32号

○経済産業省告示第32号

「重要電源開発地点の指定に関する規程」(平成17年2月18日経済産業省告示第31号)附則第2条の規定に基づき、次のとおり重要電源開発地点として指定し、同規程第4条第6項の規定に基づき公表する。

平成17年2月18日

経済産業大臣 中川 昭一

重要電源開発地点

(1) 原子力

重要電源開発地点の名称 [発電所の名称]	事業者の名称及び住所	発電所の位置	方式	最大出力(kW)
泊 (3号)	北海道電力株式会社 北海道札幌市中央区大通東1丁目2番地	北海道古宇郡泊村	軽水減速軽水冷却加圧水型	912,000
東通原子力 (1号)	東北電力株式会社 宮城県仙台市青葉区本町1丁目7番1号	青森県下北郡東通村	軽水減速軽水冷却沸騰水型	1,100,000
志賀原子力 (2号)	北陸電力株式会社 富山県富山市牛島町15番1号	石川県羽咋郡志賀町	改良型軽水減速軽水冷却沸騰水型	1,358,000
島根原子力 (3号)	中国電力株式会社 広島県広島市中区小町4番33号	島根県八束郡鹿島町	改良型軽水減速軽水冷却沸騰水型	1,373,000
上関原子力 (1, 2号)	中国電力株式会社 広島県広島市中区小町4番33号	山口県熊毛郡上関町	改良型軽水減速軽水冷却沸騰水型	1,373,000 × 2
大間原子力	電源開発株式会社 東京都中央区銀座6丁目15番1号	青森県下北郡大間町	改良型軽水減速軽水冷却沸騰水型	1,383,000
敦賀 (3, 4号)	日本原子力発電株式会社 東京都千代田区神田美土代町1番地1	福井県敦賀市	改良型軽水減速軽水冷却加圧水型	1,538,000 × 2

(2) 水 力

重要電源開発地点の名称 [発電所の名称]	事業者の名称及び住所	発電所の位置	利用河川		方式	最大出力 (kW)	ダム の 位置	取水口 の 位置	放水口 の 位置	計画最高水位 (標高)(m)
			水系名	河川名						
京極	北海道電力株式会社 北海道札幌市中央区 大通東1丁目2番地	北海道虻田郡 京極町	尻別川	ペーペナイ川	ダム水路式 (純揚水)	600,000	北海道虻田郡 京極町	同左	同左	890 (上池) 486 (下池)
新忠別	北海道電力株式会社 北海道札幌市中央区 大通東1丁目2番地	北海道上川郡 東神楽町	石狩川	忠別川	ダム式	10,000	北海道上川郡 東神楽町(左岸) 北海道上川郡 東川町(右岸)	北海道上川郡 東神楽町	同左	414
福上川	東北電力株式会社 宮城県仙台市青葉区 本町1丁目7番1号	福島県福島市	阿武隈川	福上川	ダム式	3,000	福島県福島市	同左	同左	296.5
葛野川	東京電力株式会社 東京都千代田区内幸町 1丁目1番3号	山梨県大月市	富士川 相模川	日川 (上池) 土窪川 (下池)	ダム水路式 (純揚水)	残800,000 (計1,800,000)	山梨県塩山市 (上池) 山梨県大月市 (下池)	山梨県塩山市	山梨県大月市	1,481 (上池) 744 (下池)